



令和3年1月8日
 宮崎労働局
 職業安定部 職業対策課
 課長 早瀬 幸 則
 課長補佐 紫藤 靖 弘
 高齢者対策担当官 伊集院 一 也
 (電話) 0985-38-8824

報道関係者 各位

66歳以上働ける制度のある企業の割合41.2%(対前年3.7ポイント増加)

70歳以上働ける制度のある企業の割合38.6%(対前年3.4ポイント増加)

～令和2年「高年齢者の雇用状況」(宮崎県分) 集計結果～

宮崎労働局(局長:名田 裕)では、このほど、65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和2年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

ポイントⅠ 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

① 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況(11ページ表1参照)

企業数は計1,580社、99.9% [変動なし]

② 65歳定年企業の状況(14ページ表5参照)

企業数は349社 [67社増加]、22.1% [3.0ポイント増加]

- ・ 中小企業では336社 [65社増加]、22.6% [3.1ポイント増加]
- ・ 大企業では13社 [2社増加]、13.4% [1.6ポイント増加]

ポイントⅡ 66歳以上働ける企業の状況

① 66歳以上働ける制度のある企業の状況(15ページ表6参照)

企業数は651社、[96社増加]、割合は41.2%、[3.7ポイント増加] 【割合は全国4位】

- ・ 中小企業では619社、[93社増加]、41.7%、[3.8ポイント増加]
- ・ 大企業では32社、[3社増加]、33.0% [1.8ポイント増加]

② 70歳以上働ける制度のある企業の状況(15ページ表7参照)

企業数は611社 [90社増加]、割合は38.6% [3.4ポイント増加] 【割合は全国5位】

- ・ 中小企業では581社 [87社増加]、39.2% [3.6ポイント増加]
- ・ 大企業では30社 [3社増加]、30.9% [1.9ポイント増加]

③ 定年廃止企業の状況

企業数は35社 [5社増加]、割合は2.2% [0.2ポイント増加] (12ページ表3-1参照)

- ・ 中小企業では35社 [5社増加]、2.4% [0.2ポイント増加]
- ・ 大企業では0社 [変動なし]、0.0% [変動なし]

※詳細は、3ページ以降をご参照ください。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業1,581社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

【労働局のコメント】

宮崎県では、65歳まで雇用する高年齢者雇用確保措置は、ほぼ全ての集計対象企業で講じられています。今回の集計では、66歳以上働ける制度のある企業の割合が41.2%、対前年3.7ポイント増(全国割合33.4%、対前年2.6ポイント増)、さらに70歳以上働ける制度のある企業の割合は38.6%、同3.4ポイント増(全国割合31.5%、同2.6ポイント増)、定年廃止企業も2.2%、同0.2ポイント増(全国割合2.7%、同変動なし)と、全国を上回る伸びを示し生涯現役社会の実現に向け着実に前進しています。

企業の皆様のご配慮に改めて感謝します。

令和3年4月1日から施行される「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正(70歳までの就業機会の確保措置を講ずる努力義務が新設)されることも踏まえ、宮崎労働局では大企業に重点を置きながら「70歳までの就業機会の確保(努力義務)」の周知を行い、制度を導入する企業の拡大に向け取組を進めています。

また、65歳まで雇用する高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、宮崎労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

<集計対象>

○ 常時雇用する労働者が31人以上の企業1,581社[1,480社]

【内訳】

中小企業(31～300人規模)：1,484社[1,387社]

・ 中小企業のうち31～50人規模：688社[592社]

・ 中小企業のうち51～300人規模：816社[795社]

大企業(301人以上規模)：97社[93社]

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。(注1))の実施済企業は1,580社、99.9%、51人以上規模の企業で913社、100.0%と(注2)なっている。

雇用確保措置が未実施である企業は51人未満の1社のみとなっている。

(11ページ表1)

(注1)雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等※)の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ(経過措置)

(注2)本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、(1)「雇用確保措置実施済である51人以上規模の企業」及び(2)「51人以上規模の企業(令和2年)」については、小数点第2位以下を切り捨て、(1)「雇用確保措置が未実施である51人以上規模企業」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では97社、100%[変動なし]、中小企業では1,483社、99.9%[変動なし]となっている。(11ページ表1)

(表1の内容がここに表示される)										
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(参考) 51人以上規模企業(注2)

(%)

平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和 2年
98.1	97.7	99.5	90.3	96.9	99.9	100	100	100	99.9	100

令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果の概要

〈集計対象〉常時雇用する労働者が31人以上の企業1,581社〈大企業(301人以上規模):97社、中小企業(31~300人規模): 1,484社〉

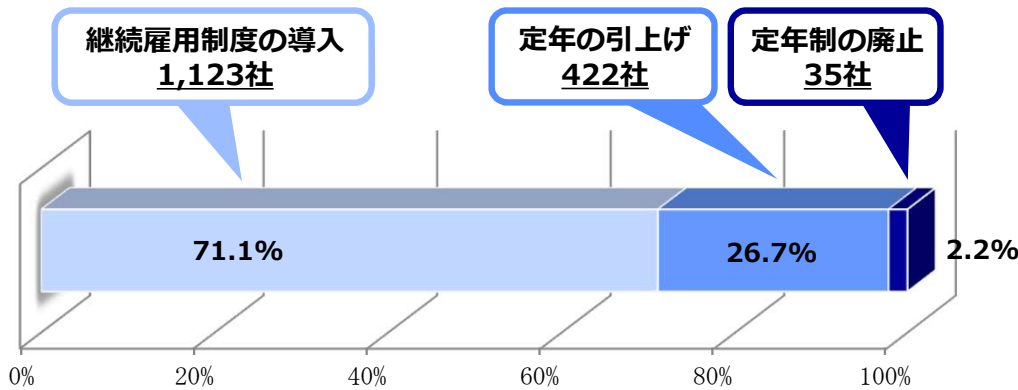
1 65歳までの「高年齢者雇用確保措置※」のある企業の状況

※ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づく、①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度(再雇用制度)の3つの措置をいう。

(1) 高年齢者雇用確保措置の実施状況

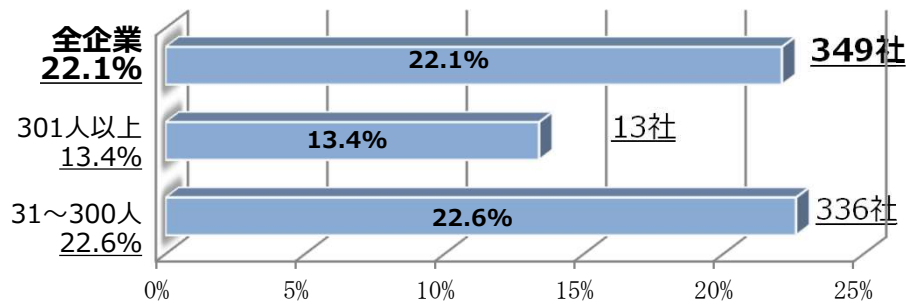
雇用確保措置の実施企業 **99.9%**

【実施企業1,580社の措置内訳】



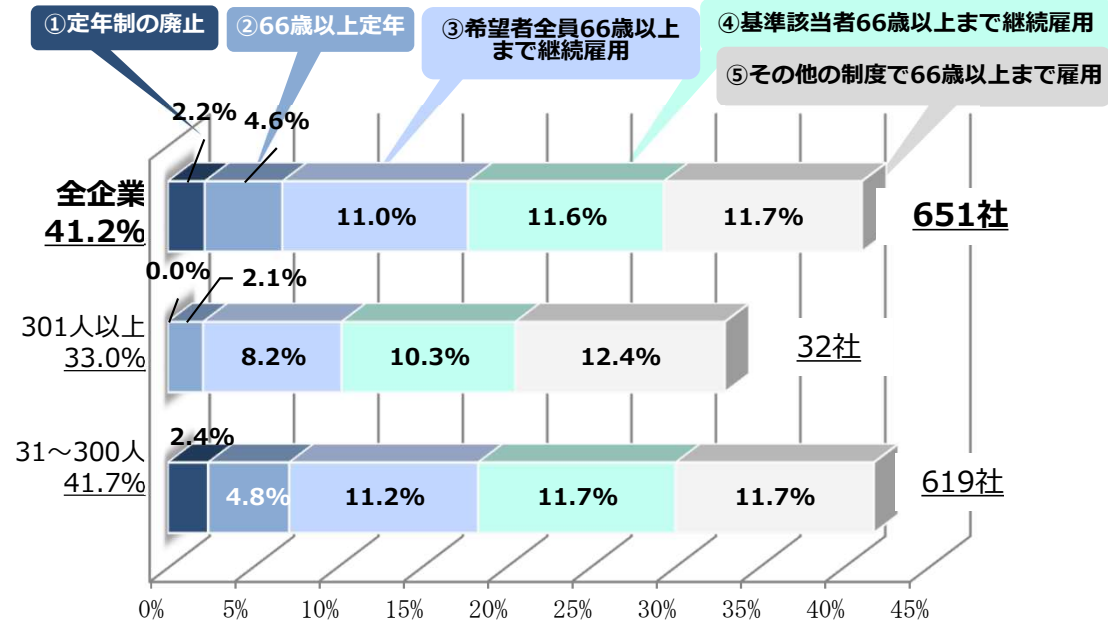
(2) 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は、**22.1%** (3.0ポイント増加)



2 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は**41.2%** (3.7ポイント増加)
大企業**33.0%** (1.8ポイント増加)、中小企業**41.7%** (3.8ポイント増加)



※「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

3 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は **38.6%** (3.4ポイント増加)

